

目 次

1	計画策定の趣旨	1
2	基本理念	2
3	施策目標	3
4	施策目標に対する具体的取組	4
	(1) 多様な住まいの確保	4
	(2) 適切な介護サービスを安定して受けられる体制の充実	5
	① 介護サービスの提供体制の充実	5
	② 介護人材の確保・定着へ向けた取組	6
	③ 介護サービス事業所の負担軽減と生産性向上へ向けた取組	6
	④ 災害や感染症に対する備え	7
	(3) 在宅医療・介護連携による切れ目のない支援体制の充実	8
	① 在宅医療の提供体制の充実と市民への普及啓発	8
	② 在宅医療・介護の連携の推進	9
	(4) 生活支援の充実とみんなで支え合う地域体制の強化	10
	① 生活支援の提供体制の充実	10
	② 高齢者を支える重層的ネットワーク体制の構築	11
	③ 市民への適切な情報提供と市民参加の促進	13
	(5) 介護予防の推進	14
	① 介護予防・日常生活支援総合事業の充実	14
	② 地域における介護予防の推進に向けた取組	16
	(6) 高齢者の社会参加の促進	17
	(7) 認知症の方を支える体制の充実	18
5	第9期保険給付費の見込総額及び保険料額と将来推計	20
6	参 考	21
	(1) 高齢者を取り巻く現状	21
	(2) 日常生活圏域	22

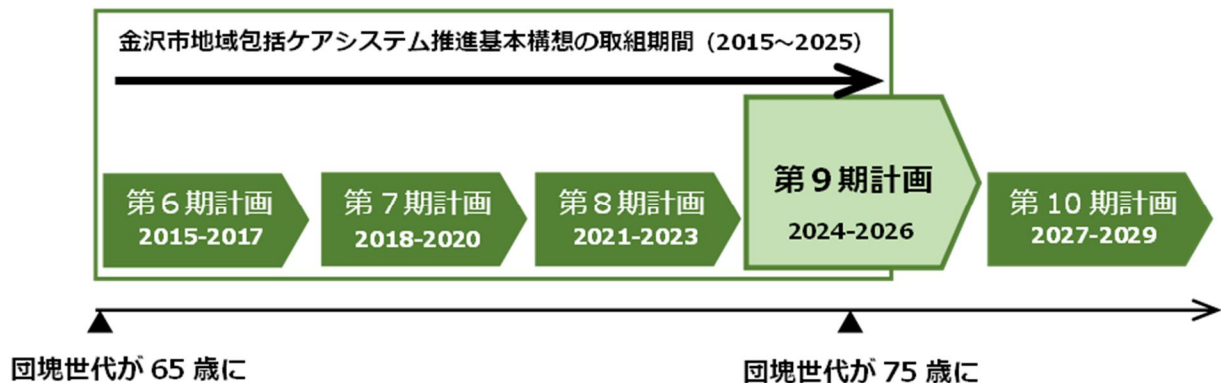
本計画は、老人福祉法及び介護保険法の規定に基づき、その内容を定め、老人福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定しています。

老人福祉計画は、健康な高齢者、生活支援を必要とする高齢者、介護を必要とする高齢者等の本市の全ての高齢者に関する政策全般を定めています。

介護保険事業計画は、介護を必要とする高齢者を対象とした介護保険サービスの必要量や、地域における自立した日常生活を支援するための総合的な施策などを実施する地域支援事業の必要量など、介護保険事業の円滑な実施に関する事項を定めています。

本計画は、老人福祉計画と介護保険事業計画を一体のものとして策定しており、健康づくり、介護予防、認知症施策、生活支援、介護など、高齢者の生活全体を支える事項を定めた総合計画です。

このたび、「長寿安心プラン2021」の計画期間（2021年度（令和3年度）～2023年度（令和5年度））が満了することから、これまでの計画を検証するとともに、介護保険の制度改正及び「金沢市地域包括ケアシステム推進基本構想^{1、2}」の内容等を踏まえ、計画を見直し、本計画「長寿安心プラン2024」を策定するものです。



¹ **地域包括ケアシステム** 高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営めるよう「住まい」、「介護」、「医療」、「生活支援」及び「介護予防」が包括的に提供される体制。

² **金沢市地域包括ケアシステム推進基本構想** 金沢市の地域性を踏まえた地域包括ケアシステムの構築を目指し、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上となる2025年を見据えた基本的な施策のあり方を整理した構想で、2014年（平成26年）3月に策定された。

我が国では、少子高齢化の進展に伴い、年少人口及び生産年齢人口が減少する一方、高齢者人口は大幅に増加しています。本市では、このような傾向が中長期的に継続していく見通しです。

いわゆる「団塊の世代」が75歳を迎える2025年を目前に控え、また、「団塊ジュニア世代」が65歳を迎える2040年を展望すると、地域の状況に応じた介護サービス基盤の整備や介護予防の取組の強化充実に加え、持続可能性の高い介護提供体制の構築が急務となっています。

また、高齢者人口の増加に伴い、認知症の人の増加が見込まれることを踏まえ、認知症の人が希望を持って自分らしく暮らし続けることのできる社会の実現へ向けた取組の充実が今後さらに重要となっています。

このような状況の中、本市の地域性を踏まえた地域包括ケアシステムの深化や、介護の受け皿整備、高齢者の生きがいつくり等の取組を推進する上での考え方として、計画策定の基本理念を次のように決めました。

【基本理念1】高齢者が尊厳を持って暮らせるまちづくり

高齢者一人ひとりの尊厳が保持され、その人らしく自立した日常生活を営むことができる社会の実現を目指します。

【基本理念2】住み慣れた地域で安全・安心に暮らし続けられるまちづくり

高齢者の暮らしを支える「住まい」、「介護」、「医療」、「生活支援」及び「介護予防」が包括的に提供される体制（地域包括ケアシステム）の深化を図り、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安全・安心に暮らし続けられるまちづくりを推進していきます。また、認知症の人が希望を持って暮らすことができる社会の実現を目指します。

【基本理念3】みんなで高齢者の暮らしを支えるまちづくり

本市には、古くから培われてきた豊かな地域コミュニティの土壌が存在し、また、医療機関や介護保険施設等の高齢者を支える社会資源が比較的整備されているという特徴があります。行政サービスをはじめ、地域コミュニティの互助の力、医療・介護の社会資源等を最大限に活かすことができる環境を整え、みんなで高齢者の暮らしを支える体制の拡充を図っていきます。

3 施策目標

基本理念の実現に向け、次の7項目を施策目標として、本計画を推進していきます。

(1) 多様な住まいの確保

高齢者が、自らの状態や希望に応じて適切な住まいを自由に選択できるように、高齢者向けの多様な住まいの確保を推進していきます。

(2) 適切な介護サービスを安定して受けられる体制の充実

高齢者が、住み慣れた地域での在宅生活を継続できるように、適切な介護サービスを安定して受けられる体制を充実させていきます。

(3) 在宅医療・介護連携による切れ目のない支援体制の充実

医療と介護を必要とする高齢者の在宅生活をサポートするために、在宅医療と介護の連携による切れ目のない支援体制を充実させていきます。

(4) 生活支援の充実とみんなで支え合う地域体制の強化

高齢者の日常生活上の課題に対する生活支援を充実させるとともに、高齢者を支える重層的ネットワークの構築や高齢者施策の策定過程への市民参加の促進を通じた地域体制の強化を図ります。

(5) 介護予防の推進

高齢者が、いつまでも生き生きとした生活を送ることができるよう、健康づくりなどによる介護予防の取組を推進します。

(6) 高齢者の社会参加の促進

高齢者が、いつまでも生きがいを持って暮らしていける社会の実現を目指して、それぞれの高齢者の心身の状況や生活環境に応じた多様な社会参加の促進に取り組んでいきます。

(7) 認知症の方を支える体制の充実

認知症の方ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、認知症の方とその家族を支える体制を充実させていきます。

4 施策目標に対する具体的取組

(1) 多様な住まいの確保

単身や夫婦のみの高齢者世帯が増加していく中、高齢者の介護を含めた生活上のニーズは多様化してきており、特に生活の基盤である住まいの確保は、ますます重要となっ
てきています。

高齢者が自らの状態や希望に応じて適切な住まいを自由に選択できるように、既存住宅のバリアフリー化や各種の高齢者向け住宅、介護保険施設の整備など、高齢者向けの多様な住まいの確保を推進していきます。

【具体的取組】

- ・ 介護保険施設等の施設サービスの充実
- ・ 高齢者向け住宅の適正な運営の確保
- ・ 既存ストックの活用による高齢者向け住居の確保
- ・ 住宅の改修による在宅生活の継続支援

■介護保険施設等の整備計画量

区 分			2023 年度末時点の 整備実績値 (A)		第 9 期計画 (2024～2026 年度) 整備計画値 (B)	2026 年度末時点 の整備計画量 (A) + (B)
介 護 保 険 対 象	介護 保険 施設	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	20 施設	1,848 人	— 人	1,848 人
		介護老人保健施設	12 施設	1,429 人	— 人	1,429 人
		介護医療院	5 施設	304 人	— 人	304 人
	地域 密着 型サ ービ ス	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	55 施設	1,046 人	18 人	1,064 人
		介護専用型特定施設 (小規模)	— 施設	— 人	— 人	— 人
		介護老人福祉施設 (小規模特別養護老人ホーム)	24 施設	694 人	58 人	752 人
		特定施設入居者生活介護	14 施設	732 人	199 人	931 人
介 護 保 険 対 象 外	養護老人ホーム (特定施設分を含む。)	2 施設	240 人	— 人	240 人	
	ケアハウス (特定施設分を含む。)	8 施設	747 人	— 人	747 人	
	生活支援ハウス	1 施設	5 人	— 人	5 人	
	シルバーハウジング	5 施設	103 人	— 人	103 人	

(2) 適切な介護サービスを安定して受けられる体制の充実

1 介護サービスの提供体制の充実

高齢者やその家族の多くは、住み慣れた地域での在宅生活を望んでいます。高齢者の生活機能が低下し、介護が必要な状態になっても、高齢者が安心して住み慣れた地域で生活するためには、切れ目のない多様な介護サービスの提供が必要です。

在宅生活を継続するためには、生活機能が徐々に低下し始める早い段階から、生活機能の維持・向上に効果の高いサービスの提供が重要であり、さらに、介護が必要な状態となった場合には、24時間対応や認知症対応の介護サービス、医療的ニーズが生じた場合に対応できる介護サービスなど、質の高い多様な居宅サービスの提供が不可欠となります。

このほか、介護保険サービスがその利用者の自立した生活に資するものとなるよう、介護支援専門員に対するケアマネジメント支援³を強化していくとともに、家族介護への支援や介護給付に要する費用の適正化に関する取組など、介護サービスの提供体制の充実を図っていきます。

【具体的取組】

- ① 介護保険サービスの円滑な提供
 - ・ 医療的ニーズに対応した介護サービスの充実
 - ・ 障害福祉サービスから介護保険サービスへの円滑な移行
- ② 介護サービスの質の確保と向上
 - ・ 研修体制の充実
 - ・ 介護保険事業者の指導監督の推進
- ③ 要介護（支援）者に対するリハビリテーションの推進
 - ・ 効果的なリハビリテーション提供体制の構築のために必要な人材の育成
 - ・ 関係機関等と連携した取組の推進
- ④ 要介護者等の家族に対する支援
 - ・ 家族介護への支援
 - ・ 介護離職防止と復職支援の取組
- ⑤ 所得の低い人への配慮
- ⑥ 介護給付等に要する費用の適正化の推進
 - ・ 要介護認定の適正化
 - ・ ケアプランの点検
 - ・ 縦覧点検・医療情報との突合

³ **ケアマネジメント支援** ケアマネジメントは、対象者の自立支援の視点からニーズに合った適切なサービスが提供されるよう、課題分析、連絡調整、事後評価等の必要な援助を行うことをいうが、そのケアマネジメントが適切に行われるために行われる各種の支援のこと。

2 介護人材の確保・定着へ向けた取組

高齢者人口の増加に伴う介護需要の高まりから、本市では 2040 年に向けて、介護職員の必要数が増加すると見込まれており、介護保険制度の持続可能性を確保する観点からも、介護人材の確保・定着は喫緊の課題となっています。このことから、中長期を見据えて、国や県とも連携しながら、新規介護人材の確保及び定着支援を両輪で進め、介護の仕事の魅力の向上、多様な人材の確保・養成、労働環境の改善等の取組を推進していくことが重要です。

本市では、介護現場のイメージを刷新するため、介護の魅力ややりがいを発信する取組や、多様な人材の参入促進に向けた、学卒就業者や外国人人材、他分野等からの就業促進に対する支援を行っていきます。

また、介護人材の養成については、介護サービス事業所における職員育成の環境を改善し、介護サービスの質の向上と介護職員の離職防止を図ります。

【具体的取組】

- ① 介護職員の定着促進に向けた魅力ある働きやすい職場環境の整備
 - ・ 介護職員に対する情報提供の場や相談窓口の提供
 - ・ 新規採用介護職員に対する介護技術の相談や意見交換の実施
 - ・ 介護サービス事業所の職場環境整備に対する支援
- ② 多様な人材の参入促進に向けた介護現場の魅力PRと支援
 - ・ 介護現場のイメージを刷新するための周知広報
 - ・ 学卒就業者や他分野等からの就業促進に対する支援
- ③ 関係機関等と連携した取組の推進

3 介護サービス事業所の負担軽減と生産性向上へ向けた取組

少子高齢化の進展に伴い、介護分野の人的制約が強まる一方、高齢者の介護におけるニーズは多様化しています。このような状況に対応するためには、職員の負担軽減や介護サービスの質の向上、介護現場の生産性の向上を図ることが重要です。

本市では、介護分野の文書に係る負担の軽減やハラスメントに対する取組、介護ロボット・ICTの導入を推進し、介護現場における職場環境の改善を図ります。

【具体的取組】

- ・ 国システムとの連携による提出書類の電子化の推進及び窓口の一元化
- ・ 職場でのハラスメントに対する取組
- ・ 介護ロボット・ICT導入の促進

4 災害や感染症に対する備え

介護サービスは、要介護・要支援の高齢者やその家族にとって住み慣れた地域における生活を支えるために必要不可欠なものであり、火災、水害、地震などの災害や、新型コロナウイルス等の感染症による介護サービス提供体制に対する影響については、これができる限り小さくしていくことが重要です。

そのため、利用者の安全・安心のために介護施設等が実施する防災・減災対策や、感染防止に係る取組への支援、業務継続計画（BCP）の策定状況の確認、計画に基づく訓練の実施状況の確認など、適切な運用に向けた指導を行っていきます。

また、県や本市の福祉部門・保健部門の連携のもと、介護施設等において、感染者が発生した場合においても、その他の利用者が必要なサービスを継続して受けられるような体制を整えていきます。併せて、大規模災害の発生時には、介護を必要とする避難者への対応等について、関係部局・関係機関と緊密に連携を図り、避難所の開設・運営や、必要な介護を継続的に受けられる体制の整備を行います。

【具体的取組】

- ① 介護施設等における防災・減災対策の推進
- ② 介護施設等における感染症対策の推進
 - ・ 感染拡大防止のための施設整備に対する支援
 - ・ 介護施設等に対する感染症対策の推進
- ③ 介護施設等における感染拡大時の支援
- ④ 業務継続に向けた取組の強化

(3) 在宅医療・介護連携による切れ目のない支援体制の充実

1 在宅医療の提供体制の充実と市民への普及啓発

日常生活で介助や介護が必要な状態になっても、できる限り住み慣れた家庭や地域で療養しながら、自分らしい暮らしを続けていくためには、医療資源などの現状や地域の特性を踏まえた在宅医療の提供体制を整備することが重要です。加えて、在宅医療を利用する患者やその家族に対し、在宅医療に関する理解を深めるための普及啓発等も必要となってきます。

本市では、石川県医療計画との整合を図りながら、地域包括ケアシステムの重要な構成要素である在宅医療の提供体制の充実や市民向けの普及啓発事業に取り組んでいきます。併せて、近年の大規模災害の発生や感染症拡大の状況を踏まえ、医療及び地域の関係者等と連携しながら、急変時等の在宅療養高齢者への支援体制の充実を図ります。

【具体的取組】

- ① 在宅医療を提供する体制の整備
 - ・ 在宅医療を実施する医師の確保
 - ・ 在宅医療を実施する医師等への支援体制の拡充
- ② 在宅医療の4つの場面に応じた対応の推進
 - ・ 日常の療養支援の促進
 - ・ 入退院支援の充実
 - ・ 急変時の対応
 - ・ 看取りに関する対応力の向上
- ③ 市民の在宅医療に関する理解を深めるための環境づくり
 - ・ 在宅医療の機能・役割の周知
 - ・ ACP（アドバンス・ケア・プランニング「人生会議」）⁴の普及
 - ・ 市民向け講座の実施
- ④ 在宅医療における災害と感染症対策の充実
 - ・ 在宅医療における災害時の情報共有体制の強化
 - ・ 在宅医療における災害時対応の充実
 - ・ 在宅医療における感染症対応の充実

⁴ ACP（アドバンス・ケア・プランニング「人生会議」） 自分が望む医療やケアについて、前もって考え、家族や近しい人、医師・ケアチーム等と繰り返し話し合い、共有すること。

2 在宅医療・介護の連携の推進

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるためには、地域における医療・介護の関係機関が連携して包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが重要です。そのため、「金沢市在宅医療・介護連携支援センター（いいがいネット）⁵」が中心となって、医療・介護関係者の連携に関する相談対応やICTを活用した情報共有、多職種研修会の開催等による「顔の見える関係」づくりを推進するとともに、多職種連携を支える情報共有の推進に取り組んでいきます。

【具体的取組】

- ① 在宅医療・介護連携のあり方の検討
 - ・ 地域の医療・介護の資源の把握
 - ・ 在宅医療・介護連携の課題の抽出
 - ・ 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築
- ② 在宅医療・介護連携の対応策の実施
 - ・ 在宅医療・介護関係者に対する相談支援の実施
 - ・ 在宅医療と介護の連携の普及
 - ・ 医療・介護関係者の情報共有の支援
 - ・ 医療・介護関係者への研修の実施
- ③ 在宅医療・介護連携の対応策の見直し

⁵ 金沢市在宅医療・介護連携支援センター（いいがいネット） 医療と介護の連携に関する情報提供や各種研修会の開催、相談支援を目的として、2017年（平成29年）10月に開設。2名のコーディネーターが医療や介護の関係者からの相談に応じるほか、多職種連携推進のための研修会の開催など、様々な取組を行っている。

(4) 生活支援の充実とみんなで支え合う地域体制の強化

1 生活支援の提供体制の充実

高齢者の生活を地域で支えていくためには、医療・介護のみならず、日常生活上の課題に対する生活支援や、健康づくりによる介護予防などが地域で提供されることが必要です。

本市では、要支援認定者及び要支援状態に相当する比較的軽度な方を支えるため、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）を実施しています。一方、高齢者の多様なニーズに対応するためには、公的サービスのみならず、コミュニティやボランティア、民間企業等の地域に根ざした多様な主体による「互助」の力が不可欠であり、こうした主体による生活支援や介護予防の充実を図る必要があります。

今後を展望すると、単身世帯等の増加に伴い、日常生活において何らかの支援を必要とする高齢者の増加が見込まれるとともに、社会から孤立し、生活行為や心身の健康維持ができなくなっている高齢者に対する見守りや安否確認のニーズが増加してくると考えられます。

こうした地域課題に対応するための生活支援を充実させるとともに、高齢者が安心して暮らせる生活環境の整備や高齢者の人権尊重及び権利擁護に取り組んでいきます。

【具体的取組】

- ① 地域における生活支援サービスの提供体制の整備
 - ・ 生活支援コーディネーター⁶の配置
 - ・ 協議体の設置
- ② 地域課題に対応するための生活支援の充実
 - ・ 在宅生活支援サービスの利用拡大
 - ・ 地域で支え合う多様な仕組みづくり
 - ・ 地域の見守り体制の充実
 - ・ 地域の自主活動の育成
- ③ 安心して暮らせる生活環境の整備
 - ・ 高齢者にやさしい生活環境整備
 - ・ 災害発生時の避難行動要支援者等の支援体制の整備
 - ・ 消費者被害防止等への対応
- ④ 高齢者の人権尊重と権利擁護
 - ・ 相談体制の充実
 - ・ 成年後見制度の利用促進に向けた対応
 - ・ 高齢者虐待防止等への対応

⁶ 生活支援コーディネーター 高齢者の生活支援・介護予防サービスの提供体制整備を推進していくことを目的とし、地域の人材や企業、NPO等の諸団体を把握し、関係者のネットワーク化や地域の支援ニーズとサービス提供主体とのマッチングなどのコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす者。

2 高齢者を支える重層的ネットワーク体制の構築

高齢者を支える切れ目のない各サービスを地域又は市全体で機能させるためには、高齢者の日常生活上の支援等について、①地域における関係者のネットワークを構築し、②対応が必要な地域課題を把握し、③地域課題の解決のために必要な対応を行い、④地域のネットワークの中で解決できない地域課題については別途政策的な対応を行っていくという仕組みを体系的に作り上げていくことが必要です。

そのため、比較的小規模な圏域を対象としたネットワーク、ある程度広域的な圏域の調整を行うネットワーク、市全体の政策立案のためのネットワーク（各圏域ごとの地域ケア会議⁷）をそれぞれ構築し、各圏域内及び各圏域間で連携することにより高齢者を支える重層的ネットワーク体制を構築していきます。

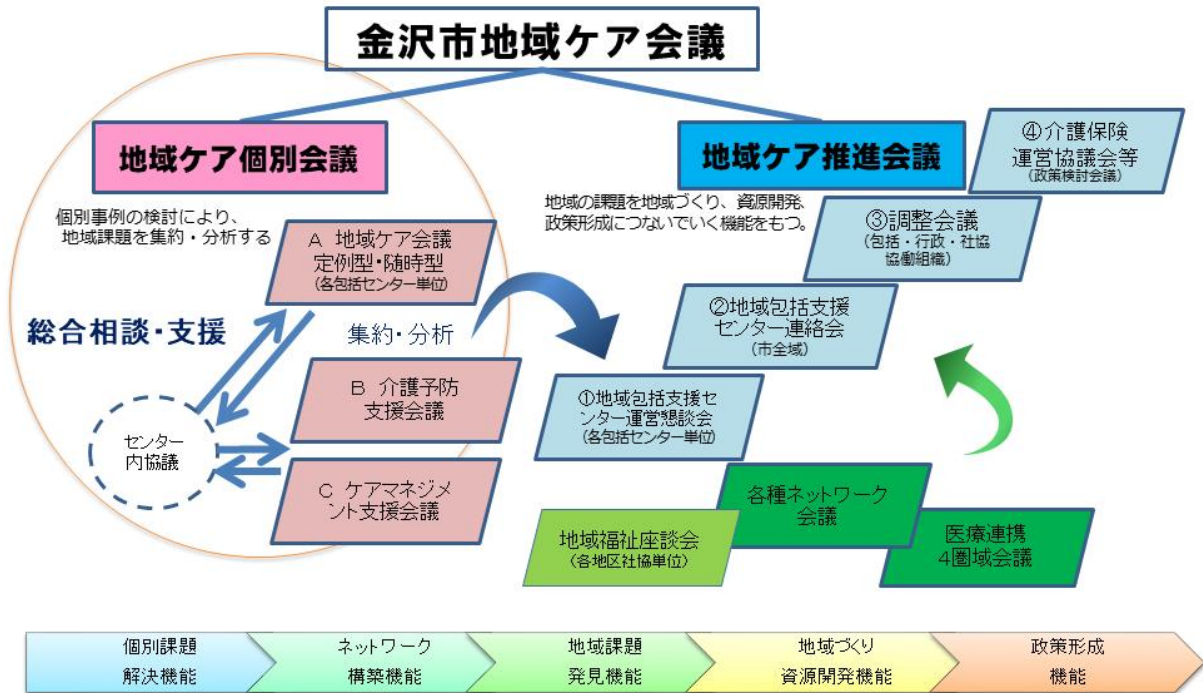
一方で、地域包括ケアシステムの中心的な役割を担う地域包括支援センターを取り巻く現状については、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズへの対応を求められたり、担当圏域間における高齢者人口に差が生じるなど様々な課題があります。このことを踏まえ、地域共生社会の実現に向けての包括的な支援体制整備を踏まえたセンターの機能及び体制の強化を図るとともに、高齢者人口差が拡大している日常生活圏域の区割りの見直しを行い、令和6年度より従来の19圏域から新たに1つの日常生活圏域を加えた20の圏域で、地域包括支援センターの運営を開始します。

【具体的取組】

- ① 各圏域における生活支援ネットワークの構築
 - ・ 小学校区単位のネットワークの構築（地域の共助活動の調整）
 - ・ 日常生活圏域（中学校区）単位でのネットワークの構築（地域課題の抽出）
 - ・ 福祉健康センター圏域でのネットワークの構築（多職種連携の推進）
 - ・ 介護保険運営協議会における地域課題を踏まえた政策形成機能の強化
- ② 地域ケア会議等の役割の整理と地域課題解決機能の強化
 - ・ 地域ケア会議の体系化と標準化（図1）
 - ・ 地域ケア会議による地域課題解決機能の強化
- ③ 地域課題等の共有による地域づくり活動の支援
- ④ 支え合うコミュニティ活動の推進
- ⑤ 地域包括支援センターの機能強化と新たな日常生活圏域での運営
 - ・ 地域共生社会の実現に向けた地域包括支援センターの機能及び体制強化
 - ・ 日常生活圏域の区割り見直しに伴う新たな圏域での地域包括支援センターの運営

⁷ **地域ケア会議** 地域包括ケアシステムの実現に向けた重要な手段と位置付けられており、個別ケースの課題分析等の積み重ねにより地域課題を発見し、地域に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画への反映などの政策形成につなげていく役割が期待されている。

■ 図 1 地域ケア会議の体系図



【地域ケア会議の体系図の解説】

地域ケア個別会議

個別事例の検討により地域課題を集約・分析します。

- A 地域ケア会議 : 地域包括支援センターで定例・随時に会議を開催し、地域の課題や困難事例を検討します。
- B 介護予防支援会議 : リハビリテーションの専門家（理学療法士又は作業療法士）が地域包括支援センター職員等に対して、介護予防ケアプランの助言を行います。
- C ケアマネジメント支援会議 : 介護支援専門員のケアマネジメント支援（スキルアップ）とともに、個別ケースの課題解決を図ります。

地域ケア推進会議

地域ケア個別会議の積み重ねによって抽出された地域課題を地域づくり、資源開発、政策形成へとつなげていく会議です。

次の①から④を経て、政策に反映していきます。

- ①地域包括支援センター運営懇談会 : 金沢市地域包括支援センターが主催し、地域課題を把握し、地区の特性に応じた支援方法等を地域の参加者と検討します。
- ②地域包括支援センター連絡会 : 金沢市地域包括支援センター連絡会が主催し、日常生活圏域で集約された地域課題を共有し、市全域の地域課題について検討します。また、各地域包括支援センターが連携及び情報共有を行い、センターの円滑かつ適正な運営を図ります。
- ③調整会議 : 本市が主催し、地域包括支援センター連絡会で検討した地域課題について、担当課と共有します。
- ④介護保険運営協議会等 : 調整会議等で持ち上がった地域課題についての政策を立案していきます。

3 市民への適切な情報提供と市民参加の促進

高齢者が自分らしく生活していくために、高齢者施策に関する多様な情報を分かりやすく整理し、SNSの活用など様々な手段で提供することで、市民が必要な情報を的確に選択し、入手できるような環境を整えていくとともに、高齢者施策の策定過程への市民参加を促進していきます。

また、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられる環境づくりを目指す「地域包括ケアシステム」の構築の趣旨を市民に浸透させていくため、まずは、市民に対し、高齢期の医療や介護等に関して、どのような選択肢があり、どうすればそれを利用できるのかについて、幅広く情報提供していきます。

一方で、本市や地域包括支援センター等では、高齢者に関する様々な情報を把握していることから、個人情報の管理については、慎重を期していきます。

【具体的取組】

- ① 市民への適切な情報提供の推進
 - ・ 高齢者施策に関する多様な情報の提供
 - ・ 医療や介護が必要になる前の幅広い情報の提供
 - ・ 市民への情報提供に係る効果の検証
- ② 高齢者施策の策定過程における情報発信と市民参加の促進

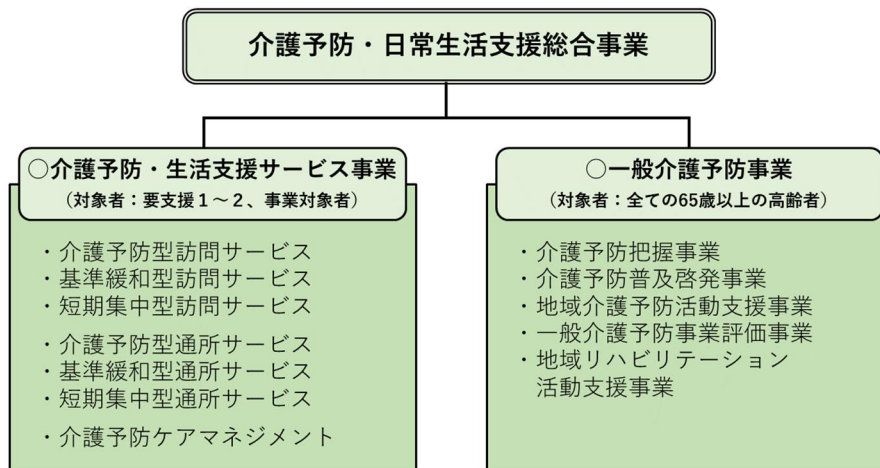
(5) 介護予防の推進

1 介護予防・日常生活支援総合事業の充実

本市では、2017年（平成29年）4月から総合事業を導入し、従前の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に相当する介護予防型サービスに加えて、生活支援に特化し、利用者負担の軽減を図るサービスとして従前のサービスの基準を緩和した基準緩和型サービスを実施しているほか、栄養改善や運動機能、口腔機能向上のための短期集中型サービスや、全ての65歳以上の高齢者を対象とした一般介護予防事業を実施しています。（図2）

総合事業のサービス提供に当たっては、引き続き、サービス利用実績等の動向や利用者のニーズを的確に把握しながら、研修等を通じて、提供体制の拡充やサービスの質の向上を図っていきます。

■図2 介護予防・日常生活支援総合事業の構成

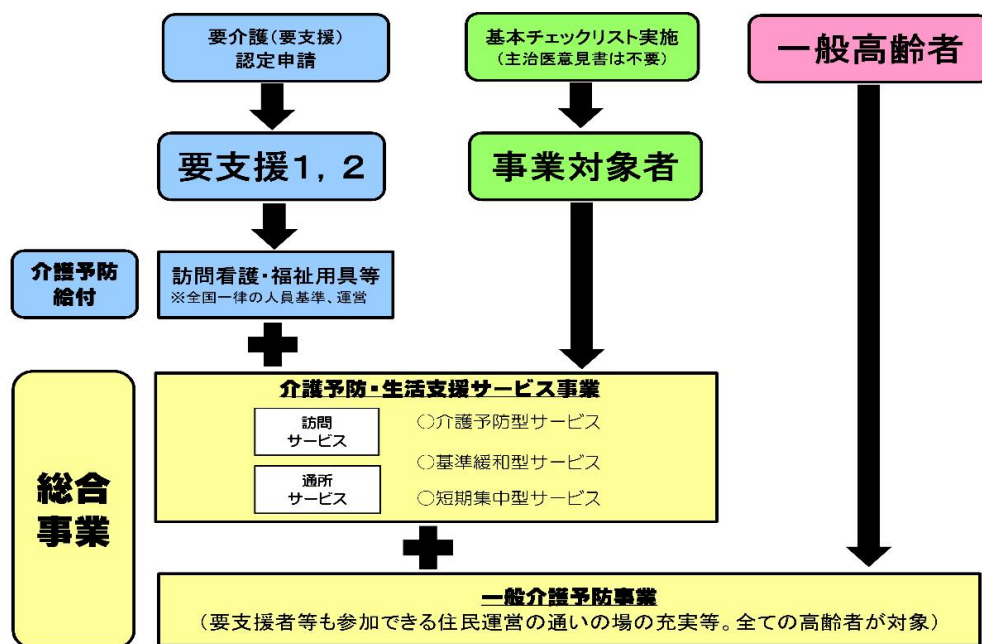


【介護予防・日常生活支援総合事業の内容】

総合事業は、要支援認定者等に対して多様な支援を行う「介護予防・生活支援サービス事業」と、全ての高齢者を対象として運動器の機能向上教室等の介護予防を行う「一般介護予防事業」から構成されています。

介護予防・生活支援サービス事業の対象者は、「要支援認定者」と「事業対象者⁸」です。また、一般介護予防事業の対象者は、「全ての65歳以上の高齢者」です。（図3）

■図3 介護予防・日常生活支援総合事業の利用の流れ



① 介護予防型サービス

ホームヘルパーが自宅を訪問し、身体介護や生活援助を行う訪問サービスや、通所介護施設で入浴や排せつ、食事などの支援を受ける通所サービスを実施しています。（従前の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に相当するサービスです。）

② 基準緩和型サービス

ホームヘルパーやかなざわケアサポーター（市が指定する研修の修了者）が自宅を訪問し、生活援助のみを行う訪問サービスや、通所介護施設で生活機能向上のための体操やレクリエーションなどに取り組む通所サービスを実施しています。

⁸ **事業対象者** 基本チェックリスト（65歳以上の方を対象に、運動機能や口腔機能などの生活機能の低下を発見するための質問票）を実施し、基準に該当すると介護予防・生活支援サービス事業の利用が可能となる者。なお、65歳未満の第2号被保険者は要介護認定申請が必要。

③ 短期集中型サービス

要介護状態等になることを予防し、地域において自立した日常生活を営むことができるよう、保健・医療の専門職（管理栄養士等）により実施する短期集中のサービスを実施しています。

④ 一般介護予防事業

一般介護予防事業（フレイル⁹予防等）は、本市が行う事業と地域の共助、民間サービスとの役割分担を踏まえつつ、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても、生きがい・役割をもって生活できる地域の実現を目指すことを目的としています。

2 地域における介護予防の推進に向けた取組

介護予防を進めるにあたり、本市では第7期事業計画の中で、健康な状態と要介護状態の中間に位置し、身体的機能や認知機能の低下が見られる状態を指す「フレイル」に着目し、その兆しを早期に発見し、適切な支援につなげるための体制整備に努めてきました。フレイル予防のためには、運動器機能（骨・関節・筋肉・神経など）の維持・向上に加え、バランスのよい食事を通じた栄養改善や十分な食事を取るための口腔ケアが重要です。

本市では2018年（平成30年）9月より、東京大学が開発したフレイルチェックの手法を取り入れ、市民団体と連携しながら、フレイル状態になりかけている高齢者の発見と改善指導に取り組んでいます。

また、関係機関・関係団体の間で高齢者の健康課題について情報共有し連携体制を強化することにより、高齢者一人ひとりの状況に応じた支援が円滑かつ的確に提供されるよう、取り組んでいきます。

【具体的取組】

- ・ 介護予防の推進
- ・ 関係者における意識の共有と自立支援に向けたサービス・支援の展開
- ・ 生活習慣病の重症化のリスクを抱えた高齢者に対する個別保健指導の強化
- ・ スポーツ振興施策とのタイアップによる高齢者の健康づくりに向けた市民運動の展開

⁹ **フレイル** 年齢とともに心身の活力（筋力や認知機能など）が低下して、要介護状態に近づくこと。

(6) 高齢者の社会参加の促進

高齢者がいきいきと暮らすためには、地域の人と日常的なつながりを持ち、一人ひとりが必要とされ、役割と生きがいを持って暮らしていける環境を整えていくことが大切です。

本市では高齢者が生涯現役で活躍できる社会の実現に向けて、2017年度（平成29年度）から2年間にわたって金沢市アクティブシニア支援検討会において検討を行い、2019年（平成31年）2月に「アクティブシニアの活動を支援するための情報収集とその発信」「アクティブシニアの活動を支援するためのマッチング機能の強化」「アクティブシニアの活動、交流を支援するための拠点の整備」の3つの提言を受け、提言の具現化に取り組むこととしています。

また、高齢者の就労拡大を図るため、シルバー人材センターの就業機会拡大等の取組を支援するとともに、役割がある形での高齢者の社会参加等を促進するための就労的活動支援コーディネーター¹⁰の配置について検討していきます。

【具体的取組】

- ・ 高齢者が気軽に集える「場」の充実
- ・ 多様な社会参加の促進
- ・ 地域の社会参加活動に係る普及啓発

¹⁰ **就労的活動支援コーディネーター** 就労的活動の場を提供できる民間企業・団体等と就労的活動の取組を実施したい事業者等とをマッチングし、高齢者個人の特性や希望に合った活動をコーディネートする。

(7) 認知症の方を支える体制の充実

全国の認知症高齢者の数は、2025年（令和7年）には約700万人となり、65歳以上の高齢者の約5人に1人が認知症となると推計されています。今や認知症は誰もがなりうるものであり、多くの人が関わる可能性のある身近な病気となっています。

2023年（令和5年）6月16日に公布された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」では、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進していくことが示されています。

本市においては、日常生活圏域ごとに配置した認知症地域支援推進員¹¹を中心に、認知症の方やその家族を地域で支えるためのネットワークづくりに取り組みながら、認知症への理解を深めるための普及啓発や認知症の予防・早期発見・早期対応、若年性認知症の方への支援体制づくり等、様々な施策を実施してきました。

今後も、認知症に関して知識経験を有する委員から構成する「認知症施策推進委員会」を中心として、認知症の方ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるような施策を多面的に検討し、認知症の方を支える体制を充実していきます。

【具体的取組】

- ① 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進
 - ・ 認知症サポーター¹²の養成及び認知症サポーター認定所¹³の拡大（図4）
 - ・ 認知症ケアパス¹⁴の普及と活用の推進
- ② 認知症の予防と早期発見・早期対応の取組の推進
 - ・ 認知症予防に資する可能性のある活動の推進
 - ・ 認知症の早期発見のための取組の推進
 - ・ 認知症初期集中支援チームの活動の推進
 - ・ 認知症の方を支える多職種間連携の推進

¹¹ **認知症地域支援推進員** 認知症の方ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や、認知症の方やその家族を支援する相談業務等を行う。

¹² **認知症サポーター** 認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の方や家族に対してできる範囲での手助けを行う人。具体的には、「認知症サポーター養成講座」を受講し、サポーターとなる。

¹³ **認知症サポーター認定所** 小売店等の一定割合の従業員等が認知症サポーターの養成講座を受講修了した場合に高齢者の方にやさしい店として認定するもの。

¹⁴ **認知症ケアパス** 認知症の方が認知症を発症したときから、その進行状況に合わせていつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいのかをあらかじめ標準的に決めておくもの。

- ③ 地域共生社会に向けた認知症の方を支える取組の推進
 - ・ 認知症地域支援推進員を中心とした地域支援体制の強化
 - ・ 金沢市認知症地域支援センター¹⁵の設置と認知症カフェ¹⁶の充実
 - ・ 認知症高齢者の見守り体制の充実
 - ・ チームオレンジ¹⁷の推進
- ④ 若年性認知症の方を支える取組の推進
 - ・ 若年性認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進
 - ・ 若年性認知症の方の状況に応じた支援体制の強化

■ 図4 認知症サポーター認定所のステッカー



¹⁵ **金沢市認知症地域支援センター** 本人の生きがいにつながるような支援や専門職ならではの日常生活上の工夫等の助言、家族の精神的・身体的負担軽減につながるような効果的な介護方法や介護に対する不安解消に係る助言などを継続的に行う伴走型の支援拠点。

¹⁶ **認知症カフェ** 認知症の方と家族、地域住民、専門職等の誰もが気軽に参加し、認知症に関する相談や情報交換ができる場を提供するもの。通称オレンジカフェ。

¹⁷ **チームオレンジ** 認知症の方やその家族の生活上の困りごとや希望を確認し、地域支援者をつなぐ仕組み。

5 第9期保険給付費の見込総額及び保険料額と将来推計

第9期（2024年度（令和6年度）～2026年度（令和8年度））の保険給付費の見込総額及び保険料基準月額と、高齢者数の推移等から算出される2040年度の各数値の将来推計は次のとおりです。なお、第9期保険料基準月額は、介護給付費準備基金の活用により、第8期から据え置きとしています。

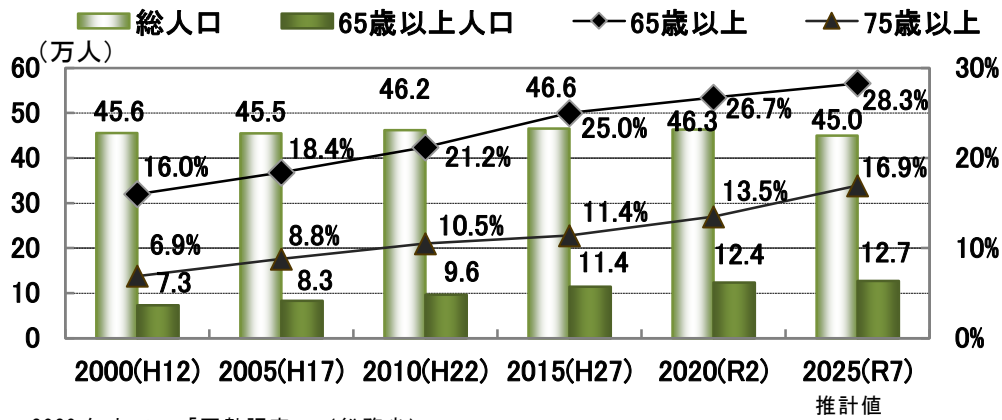
単位：千円

区 分	第9期				(参考) 第14期
	2024年度	2025年度	2026年度	合計	2040年度
居宅サービス	17,070,603	17,269,174	17,486,814	51,826,591	20,239,065
地域密着型サービス	8,926,336	9,034,261	9,371,741	27,332,338	10,990,204
施設サービス	9,277,697	9,289,439	9,289,439	27,856,575	11,272,239
居宅介護支援	2,006,969	2,027,844	2,050,101	6,084,914	2,372,091
住宅改修	124,129	124,825	127,049	376,003	148,007
高額介護サービス	956,923	964,636	978,057	2,899,616	1,150,983
高額医療合算介護サービス	134,328	135,411	137,294	407,033	163,811
特定入所者介護サービス	695,969	700,813	710,379	2,107,161	731,053
審査支払手数料	30,909	30,909	30,909	92,727	37,281
合 計	39,223,863	39,577,312	40,181,783	118,982,958	47,104,734
地域支援事業	2,589,725	2,633,718	2,654,794	7,878,237	2,574,385
保健福祉事業	1,600	1,600	1,600	4,800	1,600
保険料基準月額	6,590円				9,300円 程度

- ・介護保険料は、3年間の保険給付等に要する費用の見込みに基づき、その額を設定しており、保険給付等に要する費用の23%分を65歳以上の第1号被保険者の保険料で賄うこととなっています。
- ・負担割合は、税金（国、県、市）で50%、保険料（40歳以上の方の保険料）で50%の構成となっています。

(1) 高齢者を取り巻く現状

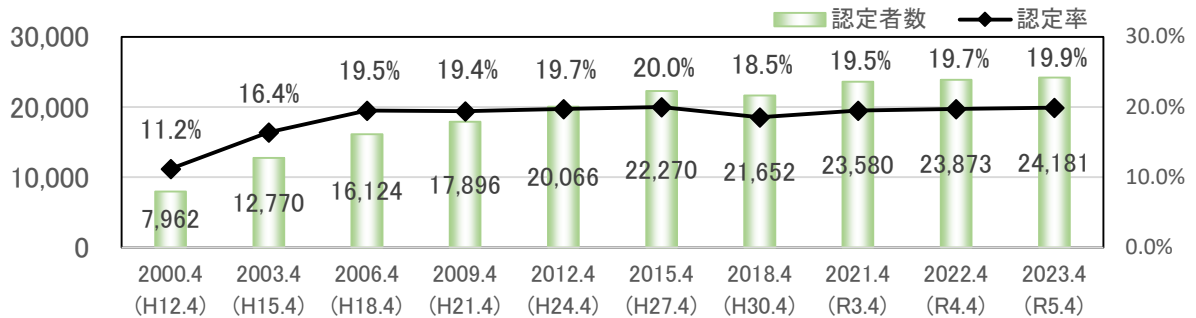
① 人口の現状と高齢化率



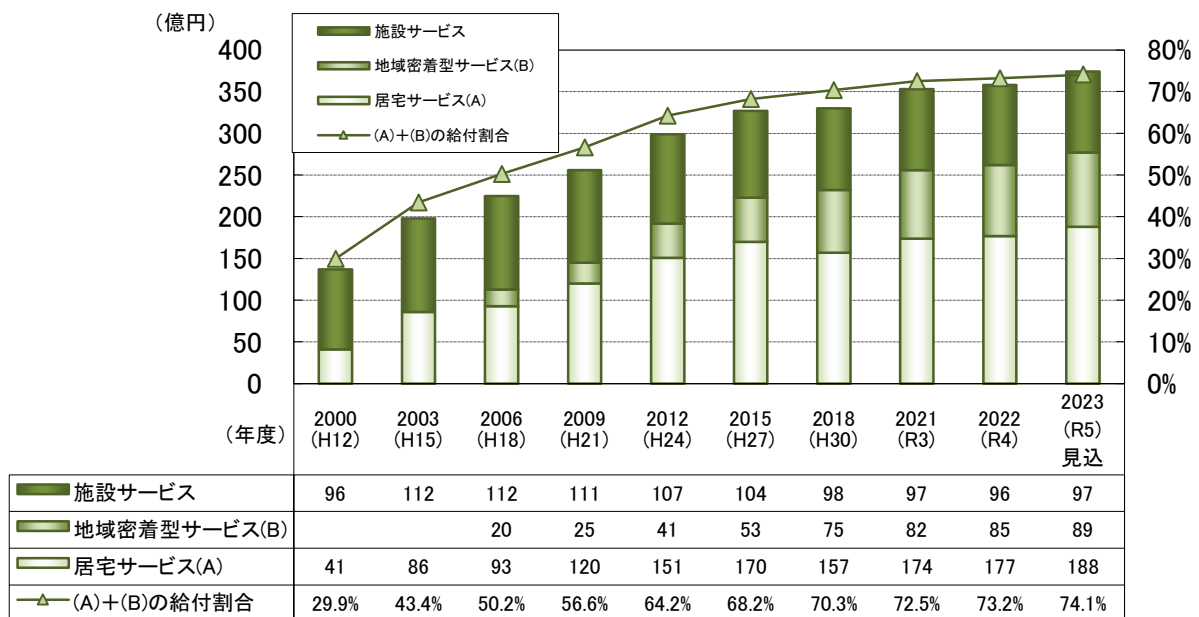
出典：2020年まで「国勢調査」（総務省）

2025年「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）をもとに作成

② 要支援・要介護認定者数と認定率



③ 介護保険サービスの利用状況



(2) 日常生活圏域

① 日常生活圏域の設定

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、身近な生活圏域で様々なサービスが利用できる基盤整備が必要です。

そのため、「長寿安心プラン」では、①地理的条件、②人口規模と高齢化率、③交通事情、④その他社会的条件など地域の特性やニーズを考慮して、複数の地区社会福祉協議会（概ね小学校区）を中学校区程度にグループ化し、「日常生活圏域」を設定しています。

なお、本市ではこれまで19の日常生活圏域を設定していましたが、地域ごとの高齢者数の差などを考慮し、令和6年度より新たに1つの圏域を加え、20の日常生活圏域を設定します。

② 金沢市地域包括支援センター

地域包括支援センターは、日常生活圏域で地域包括ケアを有効に機能させるために、保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士の専門職種を配置し、多職種が力を合わせ、その専門知識や技術を互いに活かしながら、個別のサービスの調整も行う地域の中核機関として設置され、公平・中立の立場で介護支援を行います。また、要支援状態に相当する比較的介護の度合いが軽度な方に対する介護予防・日常生活支援総合事業その他の介護予防事業における介護予防ケアマネジメントも行っています。

■ 日常生活圏域の区域

圏域	日常生活圏域の区域 (社協・民協地区名)	金沢市地域包括 支援センター	圏域	日常生活圏域の区域 (社協・民協地区名)	金沢市地域包括 支援センター
①	森本	きしかわ	⑪	米丸・新神田	まぎら
②	小坂・千坂	ふくひさ	⑫	二塚・安原	きたづか
③	浅野・森山・夕日寺	かすが	⑬	新竪・菊川・小立野	とびうめ
④	長町・松ヶ枝・長土堀・芳齊・ 此花・瓢箪・馬場	おおてまち	⑭	崎浦・内川	みつくちしんまち
⑤	材木・味噌蔵	さくらまち	⑮	十一屋・泉野・長坂台	ながさか
⑥	犀川・湯涌・浅川	たがみ	⑯	野町・中村・弥生	いずみの
⑦	諸江・浅野川・川北	もろえ	⑰	三馬・米泉	ありまつ
⑧	鞍月・粟崎・大野・金石	くらつき	⑱	富樫・伏見台	やましな
⑨	大徳	えきにしほんまち	⑲	額・扇台・四十万	ぬか
⑩	長田・戸板・西	ひろおか	⑳	押野・西南部・三和	かみあらや